

議会改革推進委員会の活動の考え方

1 目的

本市議会における「政策の立案及び提言の強化」、「公正で市民に開かれた議会」、「市民参加の機会の拡充」、「行政監視機能の強化」、及び「市民に分かりやすい議会」を確立するため、本市議会の諸課題について、広範かつ詳細な調査検討を行う「議会改革推進委員会」（以下「推進委員会」という。）を設置する。

2 委員

推進委員会の委員は、別紙名簿のとおりとする。

3 設置期間

推進委員会の設置期間は、令和7年7月14日から協議終了までとする。

4 所管事項

推進委員会は、広く議会の意見を取りまとめ、以下の事項について議長に答申及び提言を行う。

（１）調査検討事項

ア 議長から諮問された事項

イ その他議会改革を推進するために必要な事項

5 実効性の確保

推進委員会は、議長への答申及び提言を行うに当たり、できるだけ具体的な方策を明示するとともに、各種調整を経ることにより、答申事項の原則実施に向けて取り組むものとする。

6 作業スケジュール

推進委員会の作業スケジュールは、別途調整するものとする。

7 調査検討事項の委任

調査検討事項の具体的実施方法については、必要に応じ各委員会等へ委任することができるものとする。

8 予算対応

調査検討事項の内容により、新たに予算を要求する必要がある場合には、令和9年度予算要求以降に行うものとする。

9 調査検討事項の取りまとめ

議長に対し最終答申を含む取りまとめ結果を報告するものとする。ただし、推進委員会において、速やかに実施すべきと判断した場合には、必要に応じて議長あて中間答申を行うものとする。